

障 第 1 2 5 号
令和 8 年 4 月 2 1 日

就労継続支援 B 型事業所 代表者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

島根県障がい者就労支援事業所設備整備補助金の事前協議について (通知)

就労継続支援 B 型事業所等が連携して取組む施設・設備整備に対する補助事業について、下記のとおり募集しますので、事業実施を希望される場合は事前協議書を提出してください。

なお、補助対象となる事業の記載例を添付しておりますので、ご参照ください。

記

1. 提出書類

- ・事前協議書 (別紙様式)
- ・補助対象設備の見積書・パンフレット等
- ・連携団体との関係を記載した協定書等
- ・工賃向上計画
- ・就労支援事業別事業活動明細書 (直近期)

2. 提出期限

令和 8 年 6 月 1 9 日 (金) 必着 (メール提出)

3. 留意事項

- ・補助金交付決定後に購入・契約等を行うもので、今年度中に設置・支払等が完了するものを補助の対象とします。
- ・工賃向上計画の内容等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、申請書記載の事項全てが補助の対象とならない場合があります。
- ・連携区分を「他産業との連携」とする場合は、以下を参考にしてください。
 - 採択とする例
 - ・企業等と共同の設備等を整備する場合
 - ・廃業する企業からの事業承継
 - 原則として不採択とする例
 - ・既存取引先からの受託作業を効率化する設備
 - ・取引先の増、既存取引先からの受注や新たな作業請負への対応

- ・「工賃向上の効果」について、当事業により増加する売上・工賃支払総額に係る単価・個数・経費の見込み等を明記してください。また、設備投資額に対し工賃支払総額の増加が不十分なものは不採択とします。
- ・「就労支援の事業の会計処理の基準」等の規定に基づき工賃を払っていない就労継続支援 B 型事業所は本事業の対象としません。
- ・本事業により取得し、又は効用の増加した不動産、機械及び器具については、専ら本事業のために使用してください（本補助金の交付の目的に反した使用や譲渡、交換、貸付等は知事の承認が必要です）。
- ・本事業の実施にあたり、物品及び役務の調達を行う場合には、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者への発注に努めて頂きますようお願いいたします。

4. その他

- ・島根県障がい者就労事業振興センターでは、事業所の工賃向上の取組への支援を行っています。事業の内容等について助言を受けたいときはセンターへご相談ください。

連絡先（東部） 0852-67-2671

（西部） 0855-22-8677

（ホームページ） <https://yu-make.net>

（担当） 障がい福祉課

地域生活支援スタッフ 坂田

TEL 0852-22-5225 FAX 0852-22-6687

E-mail shurou-syougai@pref.shimane.lg.jp